

県内各病院管理者 殿
県内市町村長 殿
（保健担当課、介護保険担当課扱い）
関係団体の長 殿

茨城県保健医療部長
茨城県福祉部長

令和6年度地域医療介護総合確保基金に係る事業提案について

本県の保健医療福祉行政につきましては、平素より御支援・御協力を賜り厚く御礼申し上げます。さて、団塊の世代が後期高齢者となる2025年を展望すれば、病床の機能分化・連携、在宅医療・介護の推進、医療・介護従事者の確保・勤務環境の改善等、「効率的かつ質の高い医療提供体制の構築」と「地域包括ケアシステムの構築」が喫緊の課題となっています。

このため、国では、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第64号）第6条に基づく消費税増収分を活用した新たな財政支援を創設したところであり、本県においても地域医療介護総合確保基金を設置し、各市町村及び関係団体等と協議の上、県計画を策定し、事業を実施しているところです。

今回、令和6年度計画分として、引き続き各市町村及び関係団体等から、本制度の趣旨に則した御意見・御提案をいただきながら、計画策定を進めてまいりたいと考えておりますので、事業提案がある場合には、下記により事業提案調査票を御提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、今回提出いただきました御意見・御提案につきましては、今後、国・関係団体・県（所管課）と調整を行いながら実施事業を検討する予定であり、必ずしも事業として採択されるわけではございませんので、御了知くださいますようお願いいたします。また、採択の可否の結果については、担当課より御連絡させていただきます。

記

1 趣旨

- 地域医療介護総合確保基金については、国から交付される交付金と県の一般財源を原資として造成される基金であり、県が策定する「地域の医療及び介護の総合的な確保のための事業の実施に関する計画」（以下「県計画」）に基づく事業に活用されます。
- 今回は、令和6年度県計画における事業のアイデア（提案）について募集をするものです。

※ 既に県が予算化し実施している事業については、改めて御提案いただく必要はございません。

※ 事業のアイデア（提案）については、令和6年度以降の事業の検討を進める際の参考とさせていただきます。県予算に反映させた上で、厚生労働省へ交付金の配分要望等を行う予定です。その後、厚生労働省の内示（昨年度：9～10月頃）が得られた事業について、令和6年度県計画に位置付け、事業を執行していくこととなりますので、提案内容がそのまま実施されるわけではないことに御留意願います。

2 提案の対象事業等

(1) 事業区分

	区 分	摘 要（※1）
医療分	1-1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業 1-2 地域医療構想の達成に向けた病床の機能又は病床数の変更に関する事業（※2） 2 居宅等における医療の提供に関する事業 4 医療従事者の確保に関する事業 6 勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業（※3）	別添1「標準事業例」（医療分54項目）、別添3「病床機能再編支援事業」及び別添4「勤務医の労働時間短縮の推進」に趣旨が合致する事業（※4）
介護分	3 介護施設等の整備に関する事業 5 介護従事者の確保に関する事業	別添2「事業例一覧（介護分41項目）」に趣旨が合致する事業

※1 以下の事業については、対象外となりますので御留意願います。

- <対象外の事業>
- 診療報酬、介護報酬及び他の補助金等で措置されている事業
 - 県の定める医療計画、介護保険事業支援計画等に合致しない事業
 - 自治体の行政経費（検討会経費等）

- ※2 事業区分1-2「地域医療構想の達成に向けた病床の機能又は病床数の変更に関する事業」の内容については、国から標準事業例が示されておきませんので、別添3「病床機能再編支援事業」を御参照ください。
- ※3 事業区分6「勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業」は、国から標準事業例が示されておきませんので、別添4「勤務医の労働時間短縮の推進」を参考に作成願います。
- ※4 医療分に係る対象事業や標準事業例の取扱いについては、厚生労働省 HP 内の「地域医療介護総合確保基金（医療分）の対象事業に係る主な通知」を御参照ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000060713_00001.html

(2) 事業期間

原則1年間（年度）

※ 個別事業の内容に応じ、令和7年度までの2年間（年度）を上限とすることも可能

(3) その他

- ・介護分3の事業については市町村のみ対象となります。介護施設整備を予定している事業者におかれましては、市町村宛て御連絡願います。
- ・国の令和6年度予算の状況によっては、対象事業や事業期間等に変更が生じる場合がありますので、御了承願います。

3 提案期限 令和5年（2023年）8月7日（月）必着

4 提案の提出方法

次の様式を作成の上、E-mail、FAX又は郵送にて下記7まで御提出ください。

<医療分>・様式1「事業提案調査票（医療分）」 ・様式3「提案事業積算内訳等」

<介護分>・様式2「事業提案調査票（介護分）」 ・様式3「提案事業積算内訳等」

※ 様式については、県HPに掲載しております。

<https://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/iryoku/keikaku/kikin/r6teian.html>

5 留意事項

- (1) 診療報酬、介護報酬及び他の補助金等で措置されているものは基金を充てて実施する事業の対象とはしないほか、既に一般財源化されたもの及び地方単独事業の単なる基金の付替えについては、基金の活用を慎重に検討しますので御留意ください。
- (2) 今回の事業募集は、県計画の作成に当たって、公正性・透明性を確保するため、あらかじめ幅広い地域の関係者の意見を反映させるために行っているものであり、事業者間の公平性を確保し、地域にとって必要性・公益性の高い事業か適切かつ公正に判断したうえで基金の活用を検討しますので御留意ください。
- (3) 提案内容を事業化する場合は、事業者負担を求めますので、以下に御留意願います。
 - ・特定の事業者の資産形成につながる事業については、必ず事業者負担を求めます。
（特に施設整備にかかる事業については、政策以外の用途にも使用できる場合、必ず事業者負担を求めます。）
 - ・なお、政策上必要なもので、特定の事業者の資産形成につながらない事業については、事業者負担を求めないことも検討します。
 - ・また、事業者負担や基準単価については、既存補助事業（平成26年度をもって廃止された国庫補助事業）や人件費等統一単価はもとより、他の事業についても類似事業の例を参考として決定します。

6 今後のスケジュール（予定）

令和5年（2023年）11月まで 提案内容の確認・精査（県予算化調整）

令和6年（2024年）2月頃～ 厚生労働省との調整、県医療審議会等での調整

7月頃～ 厚生労働省の内示、県計画の提出、交付決定等 → 事業実施

7 問合せ・提出先

<医療分>

茨城県保健医療部医療局医療政策課 医療計画G 担当：川上

〒310-8555 水戸市笠原町978番6 TEL：029-301-3124（直通）

FAX：029-301-3199 E-mail：iryoku4@pref.ibaraki.lg.jp

<介護分>

茨城県福祉部長寿福祉課 介護基盤整備G 担当：沼尻

〒310-8555 水戸市笠原町978番6 TEL：029-301-3321（直通）

FAX：029-301-3348 E-mail：chofuku3@pref.ibaraki.lg.jp